

建設業退職金共済証紙購入状況の確認について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者に退職金制度を普及させることにより、これらの労働者の福祉の増進を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的とするものです。

上記の目的達成のためには、一人でも多くの建設業を営む事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者の方々に、共済手帳が確実に交付され、建設業退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）が適切に貼付されることが必要です。

名張市では、発注工事の設計金額の積算にあたって共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの促進措置を講じていることから、原則として、下請業者（二次下請以下も含む）等も含め本制度に加入するとともに、共済証紙の購入状況の確認等を行うこととしましたので、次の事項に留意されますようお願いいたします。なお、本制度に加入いただきますと工事成績に反映いたします。

1. 掛金収納の確認方法

(1) 「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」の提出について

1件当たりの当初契約金額が130万円を超える建設工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）は、工事ごとに、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注官公庁等用）を貼付（コピー不可）した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式第1号）を契約締結時に契約管財室（随意契約は発注室）へ提出する。なお、他の工事からの証紙流用はしないこと。

(2) 「建設業退職金共済証紙（無購入・購入不足）理由書」の提出について

領収書を提出できない特別な理由がある場合においては、「建設業退職金共済証紙（無購入・購入不足）理由書」（様式第2号）に記載し、契約締結時に契約管財室（随意契約は発注室）へ提出すること。

2. 共済証紙の購入

(1) 建退共制度に加入し、掛金を納付して共済証紙を購入する。

(2) 共済証紙は工事ごとに購入する。（収納書の領収印は開札日以降であること）

(3) 共済証紙の購入基準は、契約金額の1,000分の1.7以上とする。

3. 下請業者に対する周知等

(1) 建退共制度の趣旨説明、加入促進及び履行確保について周知・徹底を図ること。

(2) 下請業者の規模が小さく建退共制度に対する事務処理能力が十分でない場合には、

元請業者に建退共制度の加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の処理を委託する方法があるので、できる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(3) 下請業者の必要となる証紙をできるだけ一括で購入し、現物により下請負人に交付すること。

4. その他

現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）」を掲示すること。シールは建設業退職金共済事業本部三重県支部に常備している。

(様式第1号)、(様式第2号)については、名張市HP>トップページ > 事業者の方へ > 入札・契約 > 各種様式集 > 契約関係 > 建設業退職金共済証紙購入状況報告書に掲載しています。

また、建退共制度の詳細については下記に問い合わせてください。

建退共三重県支部

〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地2

三重県建設産業会館内

T E L : 059-253-6505 F A X : 059-228-6143